

学長が組合に確約した三原則

1971年12月3日

- 1、 学長は、今後とも、静岡大学教職員組合の活動に対し、弾圧、干渉をしないことを確約する。
- 2、 学長は、今後とも、組合活動はいうまでもなく、教職員の学内における諸活動に対しては、監視など基本的人権の侵害にわたる行為をしないことを確約する。
- 3、 学長は、権力による大学の自治の侵害に反対し、大学の民主的運営をはかることを確約する。